

# 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の 見直しについて

平成30年6月28日  
厚生労働省

# 過労死等防止対策推進法について

## 総則

**目的** 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

**定義** 過労死等：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

**基本理念** 過労死等の防止のための対策は、

- 1 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

**国の責務等** 国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

**過労死等防止啓発月間** 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を規定

**年次報告** 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

## 過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定（平成27年7月24日閣議決定）

## 過労死等の防止のための対策

①調査研究等（※）、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定

※ 国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとすることを規定

## 過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

## 過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすることを規定

# 過労死等防止対策推進協議会の概要

## <設置根拠>

過労死等防止対策推進法

第12条 厚生労働省に、第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、過労死等防止対策推進協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

※法第7条第3項：厚生労働大臣は、大綱の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴くものとする。

第5項：前3項の規定は、大綱の変更について準用する。

## <構成等>

・協議会の委員は、当事者代表、労働者代表、使用者代表、専門家の20名で構成。

## <委員名簿平成30年4月24日現在>

(専門家委員)

岩城 穰	いわき総合法律事務所弁護士
岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川人 博	川人法律事務所弁護士
木下 潮音	第一芙蓉法律事務所弁護士
堤 明純	北里大学医学部教授
宮本 俊明	新日鐵住金株式会社君津製鐵所 安全環境防災部安全健康室上席主幹
森岡 孝二	関西大学名誉教授
山崎 喜比古	日本福祉大学社会福祉学部大学院特任教授

(労働者代表委員)

白井 桂子	全日本自治団体労働組合法対労安局長
中川 義明	全日本自動車産業労働組合総連合会 副事務局長
八野 正一	U A ゼンセン副会長
村上 陽子	日本労働組合総連合会総合労働局長

(使用者代表委員)

小林 治彦	日本商工会議所理事・産業政策第二部長
佐久間 一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長・ 労働政策部長
山鼻 恵子	一般社団法人東京経営者協会事業局長
輪島 忍	一般社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部長

(当事者代表委員)

寺西 笑子	全国過労死を考える家族の会代表
中原 のり子	全国過労死を考える家族の会東京代表
西垣 迪世	全国過労死を考える家族の会兵庫代表
前川 珠子	全国過労死を考える家族の会東北代表

※下線付きが新規に項立て

## 【柱立て】

### 第1 はじめに

- 1 これまでの取組
- 2 現状と課題

### 第2 過労死等の防止のための対策の基本的考え方

- 1 調査研究等の基本的考え方
- 2 啓発の基本的考え方
- 3 相談体制の整備等の基本的考え方
- 4 民間団体の活動に対する支援の基本的考え方

### 第3 過労死等防止対策の数値目標

### 第4 国が取り組む重点対策

- 1 労働行政機関等における対策
- 2 調査研究
- 3 啓発
- 4 相談体制の整備等
- 5 民間団体の活動に対する支援

### 第5 国以外の主体が取り組む重点対策

- 1 地方公共団体
- 2 事業主等
- 3 労働組合等
- 4 民間団体
- 5 国民

### 第6 推進上の留意事項

- 1 推進状況のフォローアップ
- 2 対策の見直し
- 3 大綱の見直し

# 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」見直しのポイント②

## ○ 数値目標を新規に柱立て (現行の3項目は維持・充実し、3項目を追加)

現行	改定案
<p>1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%以下(2020年まで)</p> <p>【状況】2014年:8.5% ⇒ 2017年:7.7%</p>	<p>1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2020年まで)  <u>なお、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえつつ、この目標の達成に向けた取組を推進する。</u>                      *2017年:週40時間の雇用者のうち週60時間以上労働した者の割合は12.1%</p>
<p>2 年次有給休暇取得率70%以上(2020年まで)</p> <p>【状況】2014年:47.6% ⇒ 2016年:49.4%</p>	<p>2 年次有給休暇取得率を70%以上とする(2020年まで)。  <u>特に、年次有給休暇の取得日数が0日の者の解消に向けた取組を推進する。</u>                      *正社員の年休取得日数0日:16.1%(2011年)</p>
<p>(新規)</p>	<p>3 <u>勤務間インターバル制度(2020年まで)</u>                      労働者30人以上の企業のうち、                      【目標1】「制度を知らない」と回答する企業比率を20%未満とする(2017年:制度を導入していない企業(全体の92.9%)のうち40.2% ⇒ 全体の37.3%)。                      【目標2】制度の導入企業割合を10%以上とする(2017年:1.4%)。</p>
<p>3 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(2017年まで)</p> <p>【状況】2013年 60.7% ⇒ 2016年:56.6%</p>	<p>4 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする(2022年まで)。</p>
<p>(新規)</p>	<p>5 <u>仕事上の不安、悩み、ストレスについて、職場や事業場外資源を含めた相談先のある労働者の割合を90%以上とする(2022年まで)。</u>                      *2016年:71.2%</p>
<p>(新規)</p>	<p>6 <u>ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする(2022年まで)。</u>                      *2016年:37.1%</p>

(※)4、5、6は第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)に位置付けられている目標

# 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」見直しのポイント③

## ○ 調査研究の対象とする重点分野を5分野から7分野に拡大

現行	改定案
<p>① 自動車運転従事者 ② 教職員 ③ IT産業 ④ 外食産業 ⑤ 医療</p> <p>①・④：29年版白書に掲載 ②・③・⑤：30年版白書に掲載予定</p>	<p>① 自動車運転従事者 ② 教職員 ③ IT産業 ④ 外食産業 ⑤ 医療 <b>⑥ 建設業</b> <b>⑦ メディア業界</b></p> <p>(※企業・労働者等に対する実態調査は毎年2業種ずつ実施)</p>

## ○ 商慣行・勤務環境等を踏まえた取組みについて、業種・職種(上記の7業種・職種に加えて宿泊業等)ごとに具体的に記載。

(例:教職員について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」の取組内容(ICTの活用や勤務時間管理の徹底、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備など)を記載)

## ○ その他、以下の取組を記載

- 各々の特性に応じたきめ細かな配慮が必要となる若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者への取組の推進(新たに項立て)。
- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」について、大綱策定後、おおむね3年を目途に全都道府県で少なくとも毎年1回は開催されるようにするという目標を達成。引き続き、全国で開催。
- 現行の大綱策定時以降に開始された、弁護士や家族会メンバーを学校に講師として派遣する啓発授業や、過労死遺児の交流会事業の継続的な取組。
- 事業主等の取組(例:事業主団体は個々の事業主では改善が困難な長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組を推進)及び労働組合の取組(例:労働組合も主体的に取り組むこと、未組織の労働者への周知・啓発)

# 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」見直しのポイント④

(国が取り組む重点対策を抜粋)

※赤字は新規に追加した項目

## 第4 国が取り組む重点対策

- ⇒ 労働行政機関等における対策とともに、法第三章に定める対策について関係行政機関が緊密に連携して取り組む。
- ⇒ 国家公務員に係る対策も推進するとともに、地方公共団体に対し、地方公務員に係る対策の推進を働きかける。
- ⇒ 今後の調査研究の成果や諸外国の状況等を踏まえ、取り組むべき対策を検討し、逐次反映していく。

### 1 労働行政機関等における対策

- (1) 長時間労働の削減に向けた取組の徹底
- (2) 過重労働による健康障害の防止対策
- (3) メンタルヘルス対策・ハラスメント防止対策

### 2 調査研究等

- (1) 過労死等事案の分析
  - (2) 疫学研究等
  - (3) 過労死等の労働・社会分野の調査・分析
    - ⇒調査研究の対象とする重点業種等
      - ①自動車運転従事者
      - ②教職員
      - ③IT産業
      - ④外食産業
      - ⑤医療
      - ⑥建設業
      - ⑦メディア業界
  - (4) 結果の発信
    - ⇒白書等
- (※企業・労働者等に対する実態調査を毎年2業種ずつ実施)



### 3 啓発

- (1) 国民に向けた周知・啓発の実施
- (2) 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施  
⇒労働問題に関する有識者及び過労死で亡くなられた方の遺族を講師として派遣する啓発授業等
- (3) 長時間労働の削減のための周知・啓発の実施
- (4) 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施
- (5) 勤務間インターバル制度の推進
- (6) 働き方の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進
- (7) メンタルヘルス対策に関する周知・啓発の実施
- (8) 職場のハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施
- (9) 商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進  
⇒業種・職種（重点分野の7業種・職種に加えて宿泊業等）ごとに具体的に記載。
- (10) 若年者、高年齢労働者、障害者である労働者等への取組の推進
- (11) 公務員に対する周知・啓発等の実施

### 4 相談体制の整備等

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| (1) 労働条件や健康管理等に関する相談窓口の設置 | (3) 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施 |
| (2) 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施  | (4) 公務員に対する相談体制の整備等        |

### 5 民間団体の活動に対する支援

- (1) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 ⇒引き続き全ての都道府県で、少なくとも毎年1回開催。
- (2) シンポジウム以外の活動に対する支援
- (3) 民間団体の活動の周知